

第3回クロスボウの所持等の在り方に関する有識者検討会

1 日時

令和2年11月2日（月）午後3時から午後5時まで

2 場所

中央合同庁舎2号館 講堂

3 有識者委員

江田 明弘	公益社団法人日本P T A全国協議会副会長
奥本 一法	一般社団法人全日本クロスボウ協会会長
木村 光江	東京都立大学大学院法学政治学研究科教授
清永 奈穂	株式会社ステップ総合研究所所長
鈴木 範夫	日本ボウガン射撃協会常任理事
高崎 玄太郎	弁護士・T&Tパートナーズ法律事務所
藤原 静雄	中央大学大学院法務研究科教授

4 警察庁出席者

小田部 耕治	生活安全局長
檜垣 重臣	長官官房審議官（生活安全局担当）
小堀 龍一郎	生活安全局保安課長

5 議事概要

(1) 事務局からの説明

事務局から資料に基づいて説明があった。

(2) 自由討議

第2回検討会における議論も振り返りながら規制の方向性について議論がなされた。有識者委員からの主な意見は以下のとおり。

ア 規制の在り方についての検討の方向性

○ 検討の方向性として、人身の安全をいかにして守るか、危害の発生をいかに防ぐかという点に主眼を置き、社会生活上有用に使用されているものについては安全面を確保した上で使用できるように配慮し、所持、使用、保管、販売の在り方等について幅広く検討することについて、全委員が賛同した。

イ 所持が可能な用途について

○ 用途については、これまで取り上げられた動物麻酔、学術研究、スポーツのほか産業目的で使うといった例があると聞いたことがある。こうした用途も社会的有用性があるといえる。

○ 動物麻酔、学術研究、スポーツは用途の典型例として挙げられたものでありそれ以外

のものであっても、社会的有用性が認められるのであれば、用途として排除されるものではないだろう。

- 所持が可能な用途を無制限にするのは危害予防上問題があるが、他方で社会生活上有用性のある用途での所持は引き続き可能とすべきだとの考えから、現時点で社会生活上有用な使用実態が認められる、動物麻酔、学術研究、広くスポーツとして行われる標的射撃等の用途に限定するという点について、全委員が賛同した。

ウ 人的欠格事由を設け、継続的な確認等を行うことについて

- 適正な取扱いを期待できない者には所持をさせないことが必要であること、一定の犯罪を行った者等については銃砲と同様の人的欠格事由を設けて定期的にこれを確認すること、75歳以上の者には認知機能検査の受検を求めることについて、全委員が賛同した。

エ 使用方法・場所に関する規制を設けることについて

- 所持する用途に必要な範囲でのみ使用が認められるべきであること、使用場所についても何らかのルールが必要であること、標的射撃については指定射撃場制度を設けることはせず、広さ等一定の要件を満たし危害予防上問題がない場所であれば私有地を含めて発射を認めることについて、全委員が賛同した。

オ 保管方法・場所に関する規制を設けることについて

- クロスボウ本体と矢を別の場所に保管するよう求めることは、大学の部活動の実態を踏まえて考えていくべきだが、実態はどうなっているか。一方、一人に対して一つのクロスボウを許可すると考えると、各所持者が自らのクロスボウにチェーンで鍵をかける等の措置を講じることはそれ程負担ではないのではないか。
- 大学の部活動では、一般的に、クロスボウをすぐに使えないように分解して銃ケースに入れた上で、鍵をかけてコンテナで保管することで盗難防止を図っている。
- 個人で保管する場合、銃ケースの中にクロスボウ本体と矢を一緒に入れるということはほとんどない。一緒に入れてしまうと矢が圧迫されて駄目になる場合があるため、別のケースに入れている。クロスボウ本体が入ったケースと矢の入ったケースは、自宅の押し入れ等の同じ場所で保管している状況である。
- 例えば大学の部活動の場合、保管時には部員がクロスボウを指導者に預け、指導者が責任を持って保管するという形で責任の所在を明確にすることも考えられるのではないか。
- もし所持許可制ということになれば、大学の責任者や部活動の指導者等が保管について責任を持つことにするという可能性もある。

- 大学生については、もう大人なのだから、個人で安全に保管させることで責任と自覚を持って所持するということを学んでもらうことも重要ではないか。
- 保管の場所や方法をどこまで求めるかと連動してくる部分もあるかもしれないので、個人が責任を持って保管するということをベースにしつつ、例外的な扱いができる余地は排除しないということによいのではないか。

カ 譲渡しに関する規制を設けることについて

- 欠格事由を設けるのであれば、欠格事由がないことを証明できれば引き渡せるという形で問題ない。インターネット上での販売についても、引き渡す際に証明できる書類等をきちんと見せるという枠組みでよいだろう。
- クロスボウの販売事業者については、事業調整等を目的とする武器等製造法による規制ではなじまないということであれば、銃刀法でしっかり把握してみていくということで、全委員が賛同した。

キ 構造・機能に関する規制を設けることについて

- 万が一悪用された場合においても被害のリスクを低減させることが必要であること、用途に対して不必要に過大な構造・機能や悪用される危険性の高い構造・機能を有するクロスボウは所持させないこと、用途との関係で必要以上に殺傷能力が高い矢を使用してはならないことについて、全委員が賛同した。

ク 所持者に対する講習について

- 講習の実施方法等については検討が必要だが、講習の義務付け自体は必要である。
- 一つの制度を作るときは、ある部分だけを静止的に見るのではなく、一連の仕組みの中で考える必要がある。そうした一連の仕組みの中では、やはり講習は必要になるのではないか。

ケ 規制の態様について

- 届出制の下で事前審査をすることができないかと思っていたが、事前審査を伴う届出制というものは実質的に許可制であると聞き、分かった。
- 所持許可制とすることについて、全委員が賛同した。

コ 規制対象の定義・範囲について

- クロスボウと洋弓・和弓とでは、扱い方や事件の発生状況にかなり差がある。よく電車内で和弓を持った学生を見るが、和弓はすごい大きさがあり、扱いが大変だと思う。また、スリングショットについては、人命にかかわるような事件はないようなので、や

はり別に考えるべきではないか。

- 50 ポンド未満の威力のクロスボウを改造して 50 ポンド以上にすることは、単純に弓部分を替えればよいというものではなく、矢を引く長さ等を計算して作らなければならないため、クロスボウを一から作る技術のあるような者であれば不可能ではないが、かなり難しい。
- クロスボウの定義として、弓の原理を使用して矢を発射する機能を有すること、引いた弦を固定する装置を有すること、一定以上の威力を有することを要素として押さえ、威力は科学的な実験に基づいて規制対象の下限を定め、それに満たないものは規制対象外とすること、洋弓・和弓は犯罪実態に鑑みて規制対象としないこと、スリングショット等のゴムを使用して矢を発射するものも犯罪実態に照らして規制対象としないことについて、全委員が賛同した。

サ 経過措置について

- クロスボウについては、実際事件が起きたことを前提に議論しているものであり、ダガーナイフと同じように人の生命身体に非常に危険性があるものとして規制をかける必要がある。そうすると、ダガーナイフと同じように、現に持っている方に関しても規制の対象とせざるを得ない。
- 現状クロスボウを所持している方についても法規制の趣旨は妥当する。所持許可制になった場合は、例えば6か月の間に、許可を受けられるような用途で使用されている方は許可を取っていただき、それ以外の方は法規制の趣旨に従って廃棄するなどしていただくという形でよいのではないか。

シ 所持を認められたクロスボウの特定について

- クロスボウは、シリアル番号が付いているものと付いていないものがあるが、付いていないものは後から番号を打刻すれば問題ないと思う。打刻用の印というものが売っているので、それをトンカチでたたいて番号を打つことは技術的には可能であろう。
- 総体的に見ればシリアル番号が付いていないものがほとんどである。クロスボウに番号を打刻するとすれば、レールの部分に打刻することになると思うが、レールはアルミでできているものが多く、技術的にアルミに打刻できるのかどうかは分からない。
- 番号の打刻が技術的に可能かどうか実態を確認する必要があるだろう。

ス 年少射撃資格認定制度について

- 他の国では国際大会に 18 歳未満の選手も出場している。現時点で日本に 18 歳未満の選手はいないが、将来的には、青少年育成条例等との兼ね合いがあるものの、18 歳未満の選手が出てくる可能性はある。そうなった場合、年少射撃資格認定制度のような

規定がないと、クロスボウ競技の普及に対する足かせになってしまう。

- 将来的にそのような実態が出てきたときは、年少射撃資格認定制度を設ける可能性を排除するものではないが、今は今の実態に鑑みてやっていくことになるであろう。

セ 射撃指導員について

- 指導員がいれば、それはありがたいことだと思う。